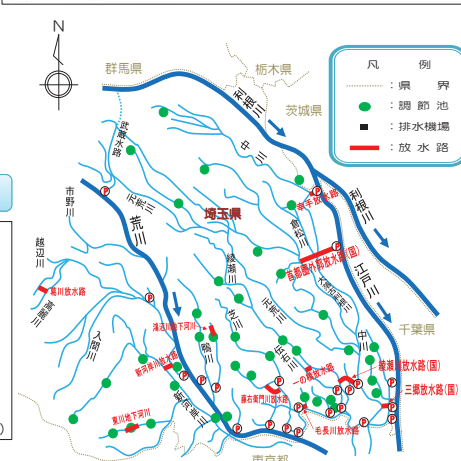
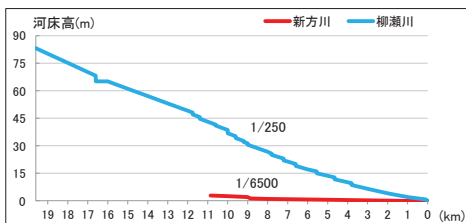


治水の仕組み

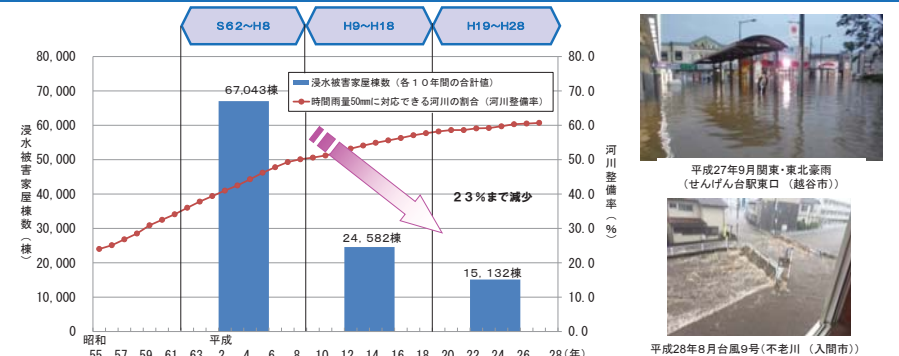


河川縦断勾配の比較



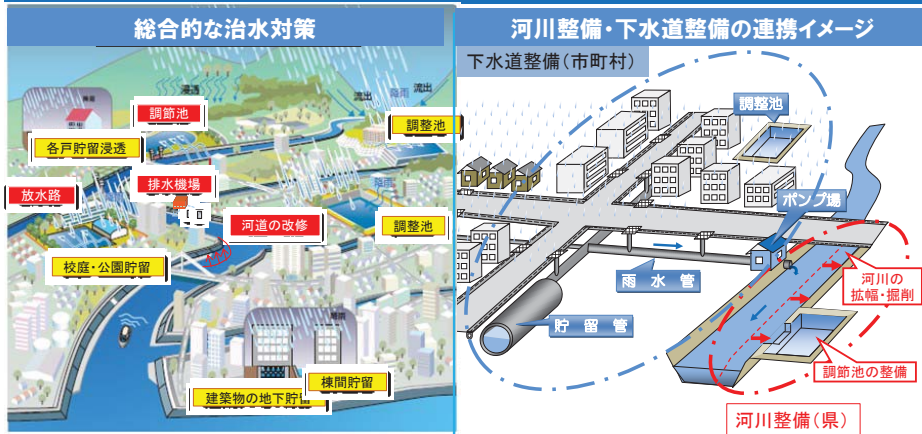
-1-

近年の水害の状況



-3-

総合的な治水対策



流域対策

〔住宅各戸への浸透ますの設置〕
〔校庭を活用した貯留施設の整備〕
〔開発行為に対する調整池の設置指導〕

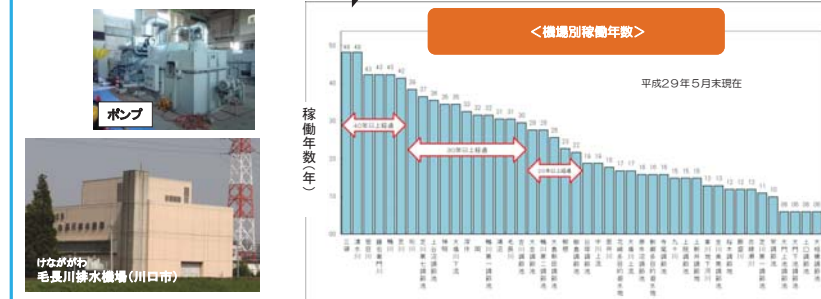


-2-

河川管理施設の計画的な維持更新

排水機場のアセットマネジメント

埼玉県では44の排水機場を維持管理 維持管理計画を策定し計画的な施設の維持・更新を進める



矢板護岸の老朽化対策

昭和40年～50年代に整備された矢板護岸が老朽化
護岸倒壊の未然防止のため、計画的な機能更新を進める



-4-

水害の軽減に向けた取組〔地域や関係機関と連携したソフト対策〕

河川情報の一元管理と防災情報の発信

○県内の雨量や河川水位等を中央監視室で一元的に管理し、必要に応じて洪水予報や水防警報を発表し、市町村などに速やかに提供。



中央監視室（河川砂防課内）



情報収集・伝達の様子

重要水防箇所における合同巡視の実施

○堤防が一部低くなっている箇所や、過去に漏水があった箇所など、洪水に対しリスクが高い区間において情報を共有するため、河川管理者と市町村等で合同巡視を実施。



合同巡視の様子



洪水浸水想定区域図の作成・公表

○水防法に基づき、本県が管理する洪水予報河川4河川と水位周知河川14河川について洪水浸水想定区域図を作成し、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域と浸水深さを公表。



防災訓練の実施

○河川管理者（国、県）と気象台、市町村等で、洪水予報や水防警報等の情報伝達訓練を毎年実施。



水防演習の様子（堤防からの漏水防止工法）

○河川管理者、市町村、自衛隊、警察、消防などが連携し、水防工法や救助活動等の水防演習を毎年実施。

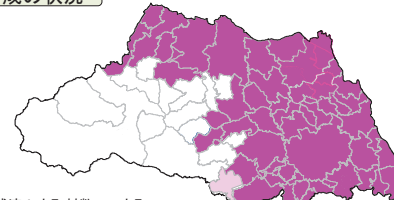
水害の軽減に向けた取組〔市町村が主体となり、県が支援して進めるソフト施策〕

洪水ハザードマップの活用促進

取組の概要

水防法により、県が作成した洪水浸水想定区域に基づき、浸水が想定される区域や深さ、避難場所や避難経路、防災情報の伝達方法などを記載した洪水ハザードマップを市町村が作成している。

作成の状況



作成済み市町村数：49市町
※作成義務のある48市町全てで作成・公表済み
入間市は作成義務がないが、市独自で作成・公表をしている

効果

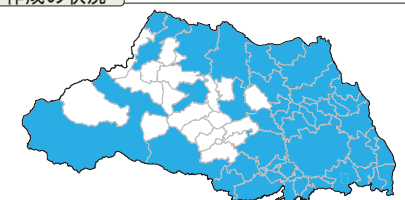
住民への事前周知

内水ハザードマップ作成・活用

取組の概要

国の社会資本整備重点計画で指標として示されていることから、浸水実績に基づき、過去に浸水が発生した区域や今後浸水が想定される区域、避難方法に関する情報を記載した内水ハザードマップを市町村が作成している。

作成の状況



作成済み市町村数：45市町（平成28年8月末現在）

- ① 平常時からの防災意識の向上
- ② 自発的な避難行動の促進

水害の軽減に向けた取組〔埼玉県版 川の防災情報〕

ホームページによる河川情報の提供

県内の河川水位や雨量などの情報を、ホームページで確認できます。

公開情報

- ◆河川水位情報
- ◆雨量情報
- ◆河川監視カメラ画像

雨量・水位・カメラ画像



河川監視カメラ画像 新方川（増林）

川の防災情報メール

河川水位や土砂災害警戒情報などをメール配信します。

配信情報

- ◆河川水位情報
- ◆土砂災害警戒情報
- ◆天気予報等



「河川水位情報」配信イメージ

安心リバースペース

河川の急激な増水に対応するため、大雨警報等を周知する警報装置を設置します。

設置設備

- ◆回転灯
- ◆スピーカー
- ◆電光掲示板
- ◆注意啓発看板

などを選定し、設置



効果

「住民目線のソフト対策」への転換
住民自らがリスクを察知し、自主的に避難ができる。

防災マニュアルブックによる啓発

防災マニュアルブック（風水害・土砂災害編）

風水害や土砂災害への対応を分かりやすく説明（ホームページ上で公開）

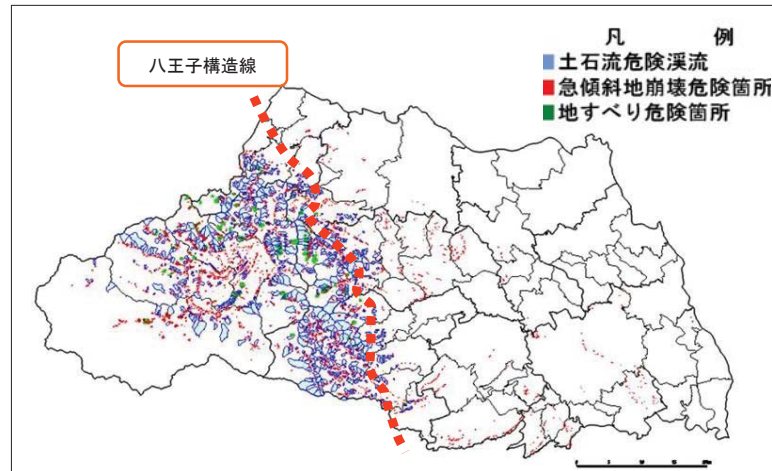


ホームページ「埼玉県イツモ防災」
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0401/itsumobo-sai.html>

土砂災害の県内リスク

本県の地形は、JR八高線沿いを走る八王子構造線によって秩父地域の山地部と関東平野の平野部に大別され、主として山地部に、土石流危険区域や急傾斜地崩壊危険区域など、土砂災害が発生する恐れのある区域が分布している

八王子構造線以西に土砂災害リスクが高い箇所が集中



-9-

土砂災害の軽減に向けた取組〔施設対策〕

事業の概要

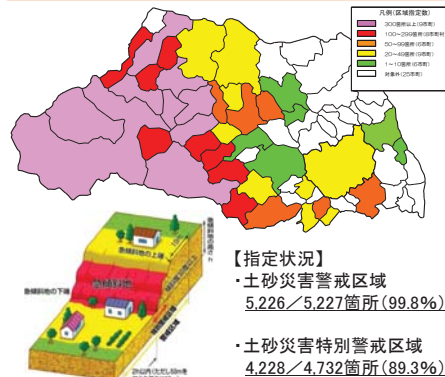
- ・人家が多い箇所や、福祉・医療施設、避難所などが立地する箇所など優先的に土砂災害防止施設の整備を実施(1,440箇所)。



-10-

土砂災害の軽減に向けた取組〔ソフト対策〕

土砂災害警戒区域等の指定



【指定状況】
 ・土砂災害警戒区域
 5,226 / 5,227箇所 (99.8%)
 ・土砂災害特別警戒区域
 4,228 / 4,732箇所 (89.3%)

土砂災害警戒区域

- ・市町村地域防災計画への記載
- ・要配慮者施設における警戒避難体制の整備
- ・土砂災害ハザードマップによる避難場所等の周知

土砂災害特別警戒区域

- ・特定の開発行為に対する許可制
- ・建築物の構造規制
- ・建築物の移転等の勧告及び支援措置

土砂災害警戒情報の発表等

- 土砂災害の危険が迫ったときには、適切に避難行動が行われるよう、熊谷地方気象台と共同で土砂災害警戒情報を発表し、市町村などへ速やかに提供。
- 併せて、ホームページへの掲載や川の防災情報メールとしての配信を実施。



- 市町村を対象に、土砂災害を想定した避難訓練を実施

緊急物資輸送訓練 (H29.6.4)
 (写真提供: 熊谷市)



-11-